

# 東京都の金融経済教育

## 金融経済教育推進のしくみ

### ●第11回東京都多重債務問題対策協議会で承認（H26.1.27）

#### 金融経済教育の今後の実施方針

- ◎金融経済教育部会については、消費者教育推進法に基づき設置された「東京都消費者教育推進協議会」に、その機能を統合する。
- ◎都の金融経済教育は、消費者教育の中の重要な分野として、同協議会の意見を聴取しながら、一元的に実施していく。
- ◎都の金融経済教育を含め消費者教育の取組実績について、毎年度、多重債務問題対策協議会に報告する。

### ●東京都消費者教育推進協議会

#### 【概要】

- 役割 消費者教育に関する情報交換・調整及び連携強化を図るために設置（H25.5.21）
- 位置付け 東京都消費生活対策審議会の部会
- 構成 消費者団体・事業者団体・その他関連団体代表、大学教授、弁護士、庁内関係部署

### ●東京都の消費者教育の推進

#### 【東京都消費生活基本計画について】

- 計画期間：平成30年度からの5年間
- 位置付け：東京都消費生活条例に基づく基本計画と消費者教育推進法に基づく都道府県消費者教育推進計画を一体的に策定
- 計画に基づく消費者教育の推進
  - ・東京都消費者教育推進協議会の意見を踏まえて計画を策定するとともに消費者教育に関する施策を推進
  - ・5つの政策の柱のうち、政策4に消費者教育の推進を位置付け

#### 【最近の動向】

- 平成30年11月に東京都消費生活対策審議会へ「成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について」諮問
- ・今後、若年者を消費者被害から防止するために都が進めるべき消費者教育について審議

